

どっこの暴力団は生き残っている

暴追かわら版

平成24年 9月18日

No. 152

公益財団法人青森県暴力追放県民センター
暴力団等の不当要求断固拒否！ 相談電話017-723-8930

改正暴対法成立

つづき

(4) 用心棒行為等の禁止

指定暴力団員が特定の活動の過程で傷害、恐喝等の違法行為を多数行っている実態。

- ① 従業員の引き抜きや営業に係る契約解除等をめぐるトラブルの鎮圧
- ② 建設工事の下請け契約等の勧誘
- ③ 賃金や未払い代金の取立て

○ 現在の規制

傷害、恐喝等の違法行為が行われるに至った段階でのみ、刑法等により検挙することが可能。

※ 改正案の内容

▼ 縄張り内の事業者のために行う指定暴力団員の次の行為を禁止

- ① 用心棒行為
- ② 訪問による押し売り
- ③ 面会による債権取り立て

▼ 事業者が指定暴力団にこれらの行為を要求等することを禁止

(5) 周辺者による不当要求の規制強化

暴力団が、暴力団排除活動の進展に対抗するため、資金獲得活動を更に巧妙化・不透明化させ、周辺者などを利用して資金獲得を図っている実態。

※ 改正案の内容

▼ 周辺者利用行為の拡大

- ・ 指定暴力団が、周辺者による不当要求を助けることを禁止

▼ 規制対象とする周辺者の範囲拡大

- ・ 指定暴力団の威力を示すことを常習とする元指定暴力団員、指定暴力団員への利益供与者等による不当要求を禁止

「改正暴対法」が成立し、8月1日公布され、3ヶ月以内に施行されることとなっております。

前号で説明したとおり

『行政および事業者の責務に関する規定』

が整備されております。

また、不当な取引要求の規制範囲も拡大され、預貯金取引・金融商品取引・不動産取引・建設工事・施設利用が追加されております。今一度、見直しましょう！！

跡を絶たない銃器発砲事件

暴力団等によるとみられる銃器発砲事件は33件で、前年に比べ16件増加しており、これらの銃器発砲事件による死者は5人、負傷者は7人となっています。繁華街や住宅街等市民の身近な場所で拳銃使用事件が発生しており、暴力団等による発砲事件は、依然として市民に対する脅威となっています。

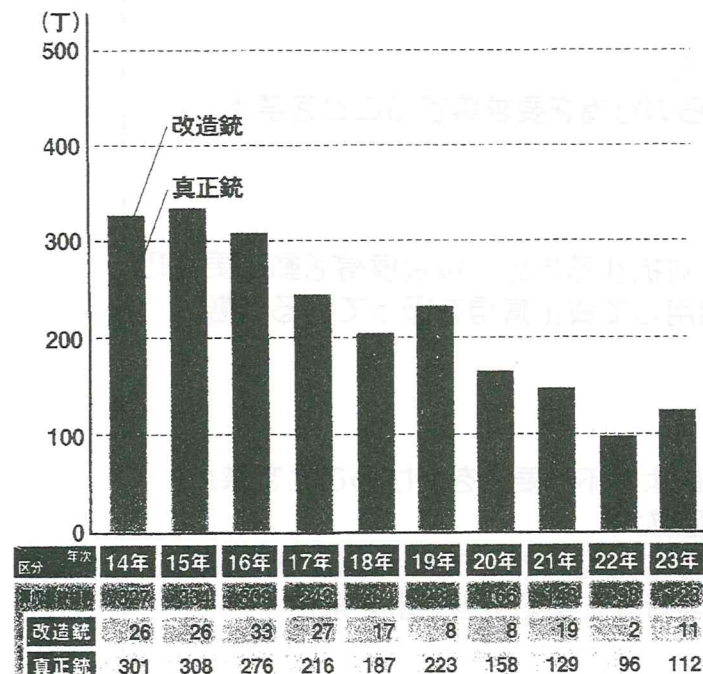
事例 高速道路における発砲事件

山口組傘下組織幹部(48)が、高速道路インターチェンジの待避場において、トラブル相手の男性を拳銃で殺害しようとした。(徳島、4月)

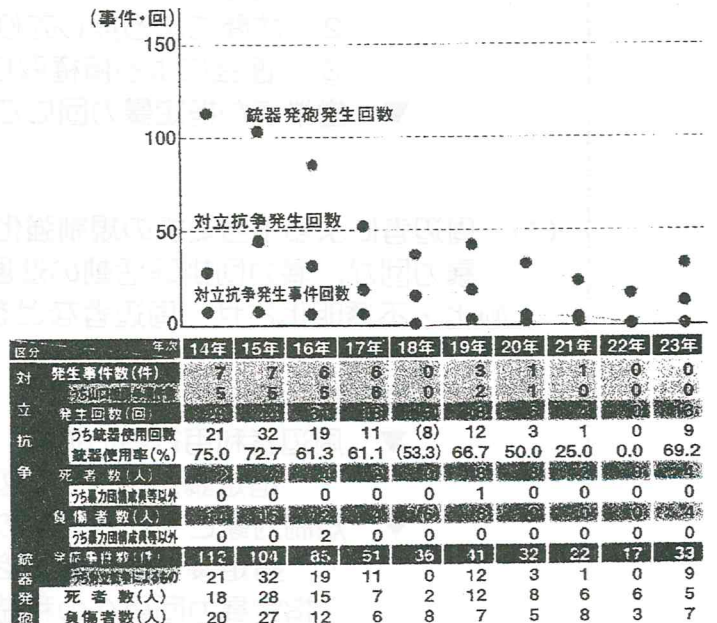
事例 暴力団事務所等への発砲事件

住吉会傘下組織幹部(56)が、自分が所属する暴力団組織の事務所、同組織の首領宅等に拳銃を発射し、これらを損壊した。(埼玉、8月)

暴力団構成員等からの拳銃押取丁数の推移



暴力団による対立抗争事件・銃器発砲事件発生状況



注1: 対立抗争事件においては、特定の団体間の特定の原因による一連の対立抗争の発生から終結までを「発生事件数」1事件とし、これに起因するとみられる不法行為の合計を「発生回数」としています。
 注2: 18年中に発生した道仁会と九州誠道会との間の内紛や対立による襲撃事件等とみられる事件に関するものについては、()内に計上しています。

暴追かわら版

No. 153

公益財団法人青森県暴力追放県民センター
暴力団等の不当要求断固拒否！ 相談電話017-723-8930

不当要求に対する基本的対応

事例

政治結社を名乗り、窓口や関係部署に何度も来たり、電話をかけてきて、「情報誌を買ってほしい。」と同じ要求を長時間にわたり執拗に繰り返されて困っている。どのように対応したらよいのですか。

不当要求の具体的な脅しの手段・方法としては、

- ・ 政治活動 や 社会運動 を標ぼうして、議論を吹っかけ、回答のミスを誘い、問題をすり替えて脅す。
- ・ 「街宣車で届けてもいいんだが。」と言って要求する。

などが考えられます。

これらの不当要求に対して、

- ・ 「結構ですから。」(否定・肯定のどちらにも解釈される。)
- ・ 「検討します。」「考えさせてください。」(期待を持たせる。)

という対応は悪い例です。

彼らも、仕事として不当要求している以上、断られたといって諦めたのでは仕事になりません。ひどい時には、自宅まで電話攻撃したり、責任者の携帯電話番号を聞き出して、電話攻撃するケースもありますので、外部から携帯電話番号の問い合わせがあっても教えないように指導徹底を図ることが必要です。これに屈すれば彼らの思うツボです。

ここが正念場ですので、毅然とした態度で対応し、「いくら電話攻撃しても効果がない。」ということを知らしめることが必要です。

断ったことで家まで押しかけてくるようなことは、過去の事例でも希です。

不当な電話については、

- ・ 電話には必ず出なければいけない。
- ・ 相手の了解がないと電話は切れない。

というモラルは考えない方がよいでしょう。

不当な訪問についても、

- ・ 訪問を受けたら必ず家や事務所に入れて対応しなければいけない。

というモラルは基本的に考えない方がよいでしょう。

会うのが嫌なら面会を断り、家や事務所に入れないのも自由ですから、毅然と断ることが大切です。

◎ 不当贈与要求行為 (暴対法第9条第2号)

人や企業等に対し、不当に、ないしは社会的妥当性を欠く方法で寄附金、賛助金、義捐金等名目のいかんを問わず金品等の贈与を要求する行為です。

機関誌・情報誌購読要求への対応

(機関誌等の購読名目の金銭要求行為)

必要のない情報誌等が送られてきた場合

売買契約に基づかないで送付された商品(特定商取引に関する法律第59条)

保管する場合

返送する場合

送られてきた情報誌などは日時と部数などを記録し、担当者を決めて保管・管理する。(間違っても破棄などしないよう注意する。)

1 14日間保管し、その間送付者が引き取らない場合

送付者の返還請求権がなくなり自由に処分することができる。

ただし、そのまま放置しておく、続けて送付されたり、「なぜ送り返さない」などといったがかりをつけられますので、明確な購読拒否と引き取り要求をするのがよい。

2 購読拒否の明確な意思表示をした場合

引き取ってもらいたいという通知をした場合は、7日間で送付者の返還請求権がなくなり処分できる。

1 開封前に返送する場合

開封せずに「受取拒否」を明記し返送する。送付者から、事前に送付する予告の電話があった場合は、郵便物や宅配便の受取担当者に連絡しておき、受取拒否の処理をする。

2 開封後に返送する場合

購読拒否の意思表示を明確にした上で返送する。

文書による購読拒否の場合は要件のみを簡潔に記載し、内容証明郵便や書留などで通知する。

保管する場合の文例

私どもは、情報誌「〇〇△」を注文した事実もなく、購読する意思もありませんので、送付された情報誌を引き取ってください。引き取りのない場合は、本通知書発送後7日経過後に廃棄処分いたします。また、今後も購読する意思のないことを申し伝えます。

返送する場合の文例

私どもは、情報誌「〇〇△」を注文した事実もなく、購読する意思もありませんので、送付された情報誌を返送します。また、今後も購読する意思のないことを申し伝えます。

電話での購読拒否

- 送付者に直接購読拒否を回答する。
- 拒否を通知した年月日、相手の氏名、会話の内容等を記録しておく。